

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに
公布する。

令和6年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第25号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(寒川町職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町職員の分限に関する条例（昭和26年寒川町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年寒川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寒川町表彰条例の一部改正)

第3条 寒川町表彰条例（昭和38年寒川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年寒川町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年寒川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(寒川町情報公開条例の一部改正)

第6条 寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第34条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（寒川町個人情報保護法施行条例の一部改正）

第7条 寒川町個人情報保護法施行条例（令和4年寒川町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（寒川町個人情報保護審査会条例の一部改正）

第8条 寒川町個人情報保護審査会条例（令和4年寒川町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条及び附則第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期

及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。